

平成17年(ワ)第87号,同18年(ワ)第16号

平成19年5月11日

原告 山田 稔他22名

被告 (独)農業・食品産業技術総合研究機構

鑑定試料の作製・確保について

原告ら訴訟代理人

弁護士 安 藤 雅 樹

同 神 山 美 智 子

同 柏 木 利 博

同 光 前 幸 一

同 富 山 喜久雄

同 近 藤 卓 史

同 竹 澤 克 己

同 伊 達 雄 介

同 馬 場 秀 幸

同 若 槻 良 宏

同 柳 原 敏 夫

新潟地方裁判所高田支部 御中

裁判所からご照会のあった、被告の平成19年5月2日付「ご連絡」と題する書面についての意見を、申し述べます。

- 1 原告らの希望は、信頼するに足りる鑑定を、出来る限り早期に、低廉な費用で、しかも鑑定嘱託先に無用な負担をおかけすることなく実現することに尽きます。
そのために、裁判所・被告と協力して知恵を出し合うことに労を惜しむつもりはありません。とりあえず、被告に以下の点の確認をお願いしたいと考えます。
- 2 被告にとって本実験の重要なツールであるカラシナ・ディフェンシン抗体がいかなる原因により能力を喪失するに至ったのか不明ですが、抗体を新たに作製しなければならぬのであれば、精製ディフェンシンが必要となります。被告は、これをどの程度の量、保持されているのでしょうか？
- 3 被告は、抗体の作製に6ヶ月以上かかるとされていますが、これは、精製ディフェンシンの作製を含めた期間でしょうか？
- 4 鑑定資料として必要な平成18年度の野外実験に使用したAD48系統の種子は、どの程度、残存・管理されているのでしょうか？
- 5 もし、平成18年度使用の種子が残存していない、もしくは実験試料としては不足しているということであれば、平成17年度使用の種子の利用を考えざるをえませんが、同種子はどの程度残存・管理されているのでしょうか？
- 6 イネの栽培は、この5月が最適な時期ですが、被告の提案を前提にした場合、本年中の鑑定イネの播種・育成は可能なのでしょうか？

原告らから確認したい事項は、とりあえず、以上のとおりです。

冒頭に記載しました通り、望むべき鑑定の実現には、関係当事者の迅速な情報交換と協力体制が必要と考えます。裁判所におかれては、宜しく、ご配慮ください。

以上